

# ご案内

裁判を見てみたい方は、  
建物中央のエレベータより  
9階、10階にお上がりください。

法廷で行われる裁判の手續※は、原則としてだれでも見ること(傍聴)ができます。

※民事裁判では口頭弁論や判決の手續、刑事裁判では公判や判決の手續が公開されています。

## 傍聴したいときには

法廷が開かれていれば、事前に申し込まなくても傍聴することができます。  
「傍聴人入口」の扉から中に入り、傍聴席に座って傍聴してください。

どのような裁判が行われているのかは、法廷の入口に掲示されている裁判の予定表(開廷表)で確認してください。

なお、家庭裁判所や簡易裁判所などで扱う非公開の事件(調停、審判等)は、傍聴することができません。

## 傍聴する際の注意

法廷内では、裁判長が法廷の秩序を保つために必要な措置をとることができますので、裁判長から指示があった場合には、その指示に従ってください。

法廷の入口付近には注意事項が掲示されていますので、ご覧ください。

### 法廷内では静かに

法廷の中では、審理の妨げとならないよう、大きな声で話したり大きな音を立てたりしないでください。

### 持ち物

携帯電話等音の出る機器をお持ちの方は、法廷内では電源をお切りください。また、危険物や撮影・録音ができる機器等は、許可なく法廷内に持ち込むことはできません。